

読書に障害のある子どもへの読書活動推進 (これまでの取り組み・課題・改善の視点)

平成27年版「品川区子ども読書活動推進計画」での記述

【p16】第二 学校における読書活動の推進
 ○支援を要する児童・生徒への支援
 ・特別支援学級での、発達段階や障害の程度に応じた読み聞かせなど

【p18-19】第三 図書館における読書活動の推進
 ○来館が困難な子どもへのサービスの充実
 ・昭和大学病院小児病棟への訪問おはなし会の継続実施

○通常の活字による読書に障害がある子どものための資料の充実
 ・視覚障害児向けの「さわる絵本」の製作・貸出
 ・マルチメディア・デジター図書の周知と利用促進のため、特別支援学級との連携等に努める

策定後の主な取り組み・実績

○活字による読書が困難な児童生徒が、デジター図書等を容易に利用するための図書館側の支援体制は一定の整備がなされている。

- ・年1回、区内小中・義務教育学校全校にマルチメディア・デジター図書について周知
- ・識字障害のある児童の区立図書館障害者サービスの利用登録が2件
- ・児童向け音声版デジター図書(37点)・点字図書(7点)製作
- ・学校での指導用で、区立三ツ木小学校あて一定期間マルチメディア・デジター図書を貸出 など

図書館に所蔵がなくても、「サビエ」(注)と国会図書館の『視覚障害者等用データの収集および送信サービス』(注)の活用により、全国の点字図書館、公共図書館が製作したデジター図書、点字資料などが利用できる(平26より)

「読書に障害のある人への読書支援」を巡る大きな潮流

- ・障害者の権利に関する条約(平成26年発効)
- ・「障害者差別解消法」(平28)
障害のある人からの求めに応じた合理的配慮の提供の義務付け
- ・「著作権法」の改正(平21、平30)

☆「マラケシュ条約」(注)締結(平30批准)→国内法の整備が急務となる

継続的・積極的な利用には結びついておらず、ニーズの掘り起こしを含め、学校図書館等との連携構築が必要

「読書バリアフリー法」(令和元年6月国会成立)
 →視覚障害のほか、発達障害、肢体不自由その他の障害のため通常の書籍のままでは読書が困難な人が使えるアクセシブルな資料を製作したり、提供を行うなど、公共図書館や学校図書館が読書環境整備を実施するための法的な根拠が整う。

読書に障害のある子どもへの読書活動推進についての今後考慮すべき視点

- 視点①: 読むことに障害のある「ひとりひとり」の子どもが直面している読書困難への配慮
 視点②: 子ども自身による読書手段の選択への支援

《方針案》※担当者案

今後の方針・取り組み

《取り組み案》※担当者案

1. 読書手段を選択できるよう様々な各種資料を計画的に整備
2. ひとりひとりの障害・個性に向き合った読書の提案
3. 何らかの障害により図書館等に来館できない児童への読書支援と機会の提供(環境的制約からのバリアフリー)

- 「社会のユニバーサル化進展の観点からの有力な読書ツール」としての「デジター図書」/「マルチメディア・デジター図書」の更なる活用・周知の充実
- 点字図書、さわる絵本、大活字本を含む拡大図書、LLブック等々各種資料収集の整備・充実
- 来館できない児童への宅配サービスの更なる展開・整備
- 区立学校のみならず、都立特別支援学校(品川特別支援学校、城南特別支援学校、他)や「品川区立障害児者総合支援施設」などとの連携

(注)
 ○「サビエ」: 目で文字を読むことが困難な方々がデジターや点字図書等のデータを直接利用できる電子図書館機能を備えた全国情報ネットワーク。全国視覚障害者情報提供施設協会が運営。国会図書館ともシステム連携している。
 ○「国会図書館『視覚障害者等用データの収集および送信サービス』」: 公共図書館(品川図書館を含む)が製作したデジターや点字図書等のデータを収集し、インターネットを通じて全国の図書館等に配信する国会図書館のサービス。システム連携により、これらの収集データは「サビエ」に加盟する個人・図書館にも配信されている。
 ○「マラケシュ条約」: 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。平21、国連の世界知的所有権機関がモロッコのマラケシュで採択